

2-7 無窓階の取扱い

1 無窓階

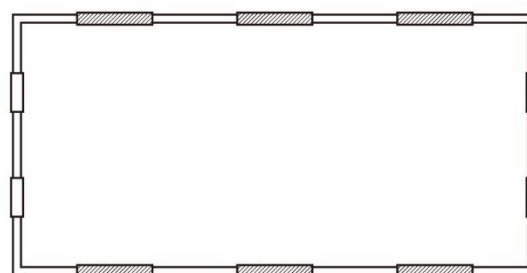
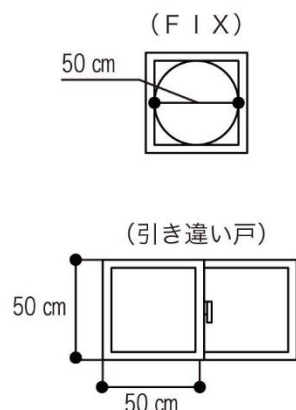
建築物の地上階のうち、避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階をいう。

なお、無窓階以外の階の判定については、次の2及び「2-8 避難上又は消火活動上有効な開口部の判断基準」によること。

2 無窓階以外の階

(1) 11階以上の階の場合

直径50cm以上の円が内接することができる開口部の有効開口面積の合計が、当該階の床面積の30分の1を超えていること。(以下「普通階」という。)

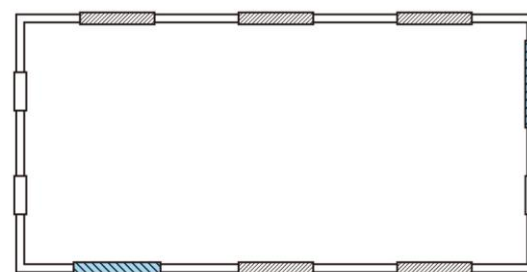
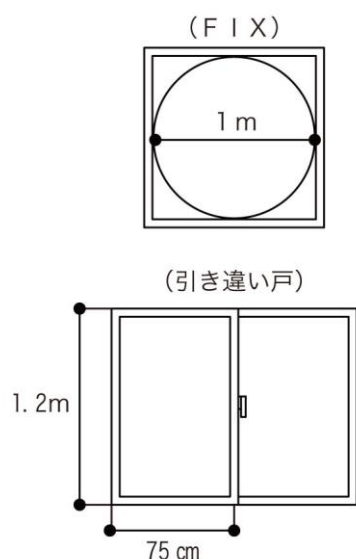


：直径 50 cm 以上の円が内接する開口部

$$\frac{\text{の面積の合計}}{\text{床面積}} > \frac{1}{30}$$

(2) 10階以下の階の場合

直径 1 m 以上の円が内接することができる開口部又は幅及び高さがそれぞれ 75 cm 以上及び 1.2 m 以上の開口部 (以下「大型開口部」という。) を 2 以上有し、かつ、普通階であること。



：直径 50 cm 以上の円が内接する開口部

：大型開口部

$$\frac{\text{の面積の合計} + \text{の面積の合計}}{\text{床面積}} > \frac{1}{30}$$

(3) 前記(1)及び(2)の開口部は、次の条件に該当すること。

ア 床面から開口部の下端までの高さは 1.2 m 以内であること。ただし、次の(ア)～(オ)に適合する踏み台を設けた場合は、有効な開口部として取り扱うことができる。

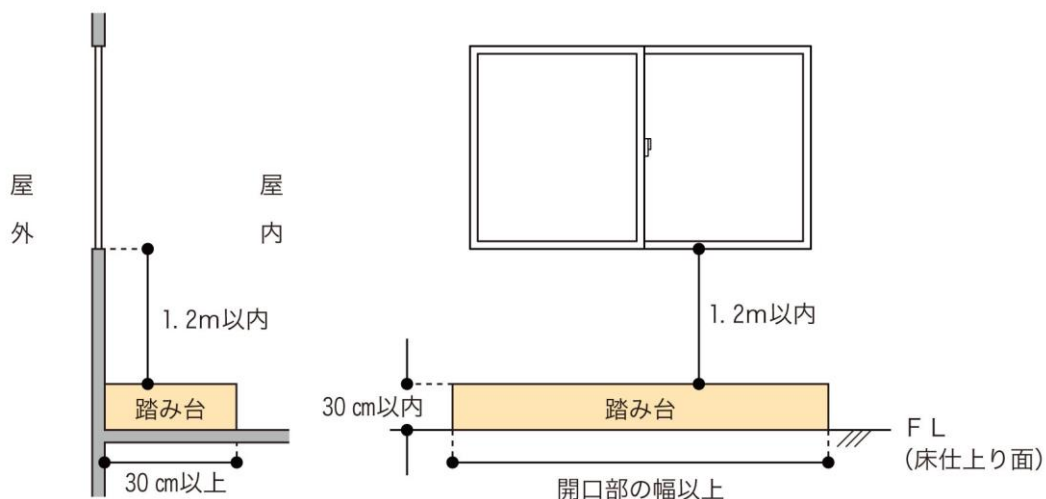
(ア) 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。

(イ) 開口部が設けられている壁面と隙間がなく、床面に固定されていること。

(ロ) 高さはおおむね 30 cm 以内、奥行きは 30 cm 以上、幅は開口部の幅以上であること。

(エ) 踏み台の上端から開口部の下端まで 1.2 m 以内であること。

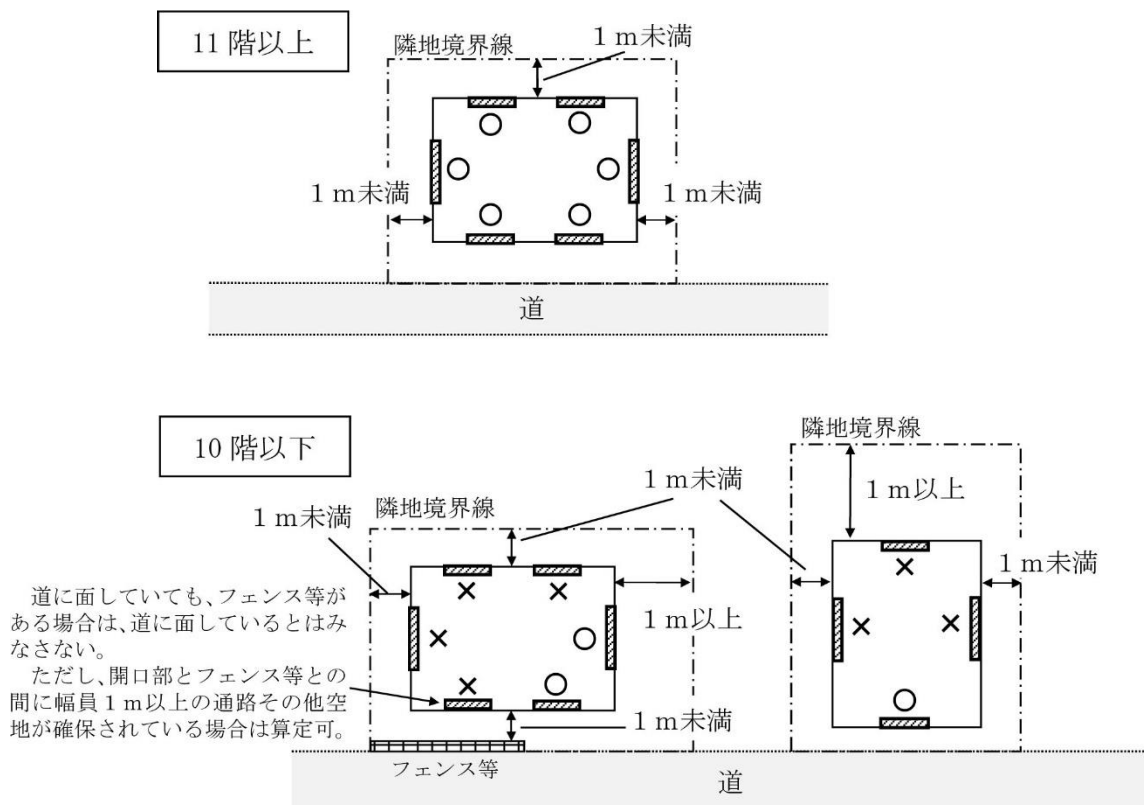
(オ) 避難上支障のないよう設けられていること。



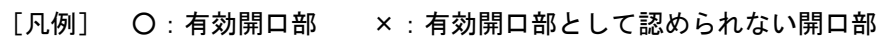
イ 開口部は、道又は道に通ずる幅員1 m以上の通路その他の空地に面したものであること。(11階以上の階の場合は除く。)

また、通路その他の空地の取扱いについては、次の(ア)から(ウ)によること。

- (ア) 駐車車両（原動機付自転車、自動二輪車を含む。）は、固定物として取り扱うこと。
- (イ) 植栽を設ける場合は、芝生、地被植物、低木等（高さがおおむね50 cm以下で密植されておらず、跨ぐこと等により実際の通行が可能なもの。）とすること。
- (ウ) 門扉、フェンス等を設ける場合は、次のa又はbのいずれかによること。
 - a 有効幅0.75 m以上を有する門扉（避難及び消火活動上支障がないものに限る。）を設けること。
 - b 容易に乗り越えることができる高さ（地盤面から高さ1.2 m以下。）とすること。



〔凡例〕 ○：有効開口部 ×：有効開口部として認められない開口部



79